

三次市教育委員会議案第 37 号

教職員の人事案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 21 条第 3 項の規定により，別紙教職員の人事案について，議決を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由